

第 47 回 大津市景観審議会 議事要旨大津景観審議会

日 時	令和 7 年 3 月 19 日（水）14:30～16:00
場 所	大津市役所 新館 7 階 特別会議室
出席者	藤本委員（京都市立芸術大学名誉教授）（会長） 中嶋委員（京都大学大学院人間・環境学研究科教授） 轟 委員（滋賀県立大学環境科学部准教授） 横野委員（大津商工会議所女性会） 三上委員（滋賀県広告美術協同組合） 千葉委員（公益社団法人滋賀県建築士会） 北村委員（滋賀県土木交通部技監） 楊 委員（滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員） 棕田委員（公募委員） 松本委員（公募委員）
欠席者	田口委員（成安造形大学未来社会デザイン共創機構講師） 深町委員（京都大学大学院地球環境学堂准教授） 浜崎委員（公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会）
傍聴人	なし

事務局	（開会あいさつ） （審議会の成立） 当審議会の成立要件は、大津市景観審議会規則第 5 条第 2 項の規定により過半数の出席となっております。本日は、委員 13 名のうち 10 名にご出席いただいておりますので、本会議が成立していることを申し上げます。また、所用のため田口委員、深町委員、浜崎委員は欠席となります。 それでは開会にあたり、藤本会長よりご挨拶をお願いします。
会長	こんにちは。私自身いろいろな地域に関わらせていただくことがありますが、どう考えていくかということで随分まちの将来が違ふと感じます。 大津市は恵まれた位置づけでもあると思いますし、新しい景観計画を作り、そして将来を見ていこうとしているところです。 これから、関わっている皆様がどう思うか、そして 1 歩踏み出すかどうかで、明日のそしてこれからの大津市が変わってくると思います。 本日も、例年通りのものや新たなものなど多くのご報告をいただきます。委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきたいと思います。 どうぞ最後までよろしくお願いいたします。
事務局	（資料確認）
会長	議事に入る前に、本議会の傍聴について確認します。原則公開となっておりますが、報告事項（１）について、大津市情報公開条例第 7 条第 1 号に基づき、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」及び同条例第 7 条第 2 号「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると考えられることから、非公開といたします。 なお、報告事項 2 から 5 については、非公開とする内容ではございませんので、傍聴について認めることとします。 よって、報告事項（１）「景観づくり相談会の実施について」の説明が終了したのち、傍聴者に入室いただくものとします。 本日は傍聴者はおられますか。

事務局	傍聴者はありません。
会長	それでは、次第に従って議事を進めていきます。 今年度の景観に関する取り組みの報告として、報告事項（１）「景観づくり相談会の実施について」事務局の説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》非公開
会長	それでは、報告事項（２）以降の内容につきましては、傍聴を認めておりますので、事務局は傍聴の有無について確認してください。
事務局	傍聴者はありません。
会長	それでは、報告事項（２）から（４）について、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》
会長	今のご説明に関してご質問・ご意見等がありますか。意見が無いようですので、次の報告事項に移ります。 今回は、第２次大津市景観計画の策定作業を終えて初めての審議会になりますので、これまでの景観施策を総括報告していただくということで、報告事項（５）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》
会長	今のご説明に関してご質問・ご意見等がありますか。
委員	従来からの担当部署内での引継ぎ資料もあるとのことでしたが、非常にしっかりと数年分の総括資料を作成いただき、ありがたい報告でした。ただ、これらの資料を景観計画策定に入る前や入った段階で提示していただけると良かったのかなと思うので、部内で取り扱いされている資料等もぜひ今後は計画策定や協議の際に提示していただけるとありがたいかなと思います。 私もいろいろな審議会に出席させていただいておりますが、どうしても付議案件や計画策定の審議だけになりがちで、本当は都市計画や景観、まちづくりの議論をするのが審議会や協議会の場である考えるので、計画を策定したが実際の成果はどう出たか、係争案件があったがどうなったか等をしっかりと報告して、今後につなげていくのが大切であると常々思っているもので、今後委員が改選する最後や最初、可能であれば年１回など大津市の景観行政のご報告をいただき、それを今後つなげていくということをこれからもぜひやっていただけるとありがたいなと思います。 ３点確認なのですが、１点目は、歴史的風致維持向上計画の関係は、策定時には協議会があったかと思うのですが、策定後は景観審議会で審議していくものなのかどうか。２点目は、風致の関連で、太陽光について審議会で議論があったかと思うのですが、その後どうなったかを補足いただければと思います。３点目は、パワーポイント資料 P19 のフロー図では、原則景観づくり相談会をやるが、市長が不要と判断したものについては相談会不要となっていますが、これが景観計画に出ているものなのかどうか教えてください。
事務局	１点目の、歴史的風致維持向上計画の関係は、協議会が継続しており、そちらの方で進捗管理をさせていただいている状況です。 ２点目の風致での太陽光発電についてですが、審議会に諮問させていただき、答申をいただきましたので、許可をおろしており、事業を実施している状況でございます。 ３点目の景観づくり相談会につきまして、こちらのフロー図はそのまま景観計画にも掲載しており、周知の際やホームページにも掲載する予定です。

	す。市長が景観づくり相談会を不要と判断したものとあるのですが、市長とは、実際に窓口や業務を担当する私たちなのですが、案件を見させていただき、相談会を利用したほうがいい案件は相談会をおすすめさせていただきます。景観法の届出自体は高さや延床面積で規模要件を設けているのですが、携帯電話のアンテナなどの小さいものが高いところにつくような案件もありますので、そういったものは相談会の利用をおすすめしないかなと考えております。
会長	他にご意見等が無いようですので、以上で本日の議案は終了します。進行を事務局に返します。
事務局	本日は、委員会の円滑な進行にご協力いただきありがとうございます。それでは本日は閉会とします。
	《閉会》